

フィンテック／金融分野 に関する参考資料

平成31年2月13日
日本経済再生総合事務局

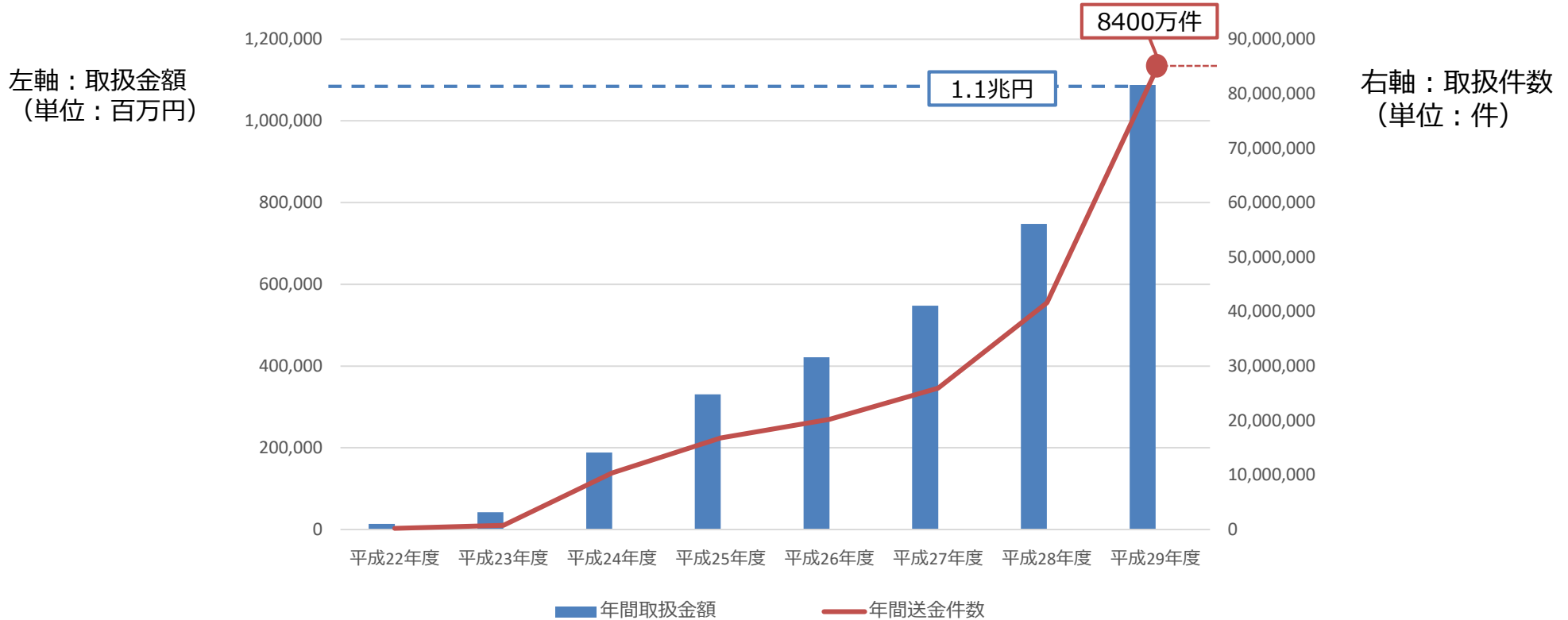
現行の金融法制

- 現在の金融法制は、基本的に銀行、送金サービス提供者といった「業態別」の法体系となっている。
- 特に決済の分野は、近年の支払サービスの多様化の中で、**業態別の法体系が新規事業者の参入等柔軟なサービス提供の障害となっているとの指摘**がある。
- イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進するため、様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が過不足なく適用されるよう、**早期に規制体系を再編成**することが必要ではないか。

	銀行	送金サービス [資金移動業者]	交通系ICカード ^{など} [前払式支払手段発行者]	クレジットカード [包括信用購入あっせん業者]
サービス	決済	決済 ※1回100万円以下に限る	決済 ※一旦入金すると換金不可	決済
	融資			商品の購入等に付随する融資
	預金 (預金を融資に回すことが可能)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
法律の構成	免許制	登録制	登録制	登録制

送金サービス提供者の取扱い実績推移

○ 我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第4次産業革命の進展に伴い、ともに、増加傾向にある。平成22年度：140億円、22万件 ⇒ 平成29年度：1.1兆円、8400万件



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間取扱金額	14,006	42,388	188,574	330,709	421,623	547,978	748,156	1,087,737
年間送金件数	216,955	765,431	10,388,222	16,819,029	20,236,038	25,937,434	41,609,029	84,071,614
登録事業者数	11	25	32	35	39	44	48	58

金融取引規制全般

- **決済分野に限らず**、金融取引の代理・媒介等を行う者は、現在、「業態別」の法律に応じて以下の類型に分類されている。これらについても、新規事業者の参入の障害になるおそれがある。

「機能」	決済	預金受入れ 資金供与	資産運用		リスク移転	
業態	電子決済等代行業者	銀行代理業者	金融商品仲介業者	投資助言業者	保険募集人	保険仲立人
参入規制の形式	登録制	許可制	登録制	登録制	登録制	登録制
兼業制限	更新系のみ届出	承認	届出	届出	届出	—
誠実義務/ 忠実義務	誠実義務 —	— —	誠実義務 —	誠実義務 忠実義務	— —	誠実義務 —
所属金融機関の 有無	—	所属制(複数可)	所属制(複数可) ※外務員は金融商品仲 介業者に対し専属	—	所属制 (生命保険 募集人は 原則一社 専属)	—
情報提供、 禁止行為等	銀行業務との誤認防止 のための情報提供 等	複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示 義務 優越的地位の濫用防止 等	複数所属の場合で手 数料が異なる場合の 表示義務 特別利益の提供禁止 等	利用者からの報酬 受領 特別利益の提供 禁止 等	複数所属の場合 比較推奨販売時 の説明義務 特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等	利用者からの手数料受 領禁止(監督指針) 自身が保険会社から受 け取る手数料等の開示 等
利用者資産受入れ 分別管理	— —	— 分別管理義務	禁止 —	禁止 —	— 分別管理義務(監督指針)	— —
利用者資産 の保護	財産的基礎 (純資産額が負の値でないこと)	財産的基礎 (純資産額500万円以上 (法人)/300万円以上(個人))	—	—	—	—
賠償資力の確保	銀行との契約締結・ 公表(銀行との賠償 責任の分担等)	所属先による損害賠償 責任の負担	所属先による損害賠償 責任の負担	営業保証金の 供託(500万円)	所属先による損害賠償 義務	保証金の供託 (2000万円～8億円) /保証委託契約 /賠償責任保険
体制整備	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務
人的要件(資格等)	—	十分な知識・経験	外務員試験の合格 (監督指針)	十分な知識・経験	試験への合格 (協会ルール)	試験への合格 (監督指針)

送金サービス提供者からの制度見直しニーズ

- 送金サービス提供者からは、業態別法体系の見直しの要望が提起されている。

未来投資会議の下部会合（産官協議会）での指摘事項

◆Fintech協会 代表理事 丸山弘毅氏

○Fintech事業者の要望として、以下を提起。

- ① 「利用者のために」サービスを行う事業者に対し、様々な金融機関への接続を可能とするための横断的な制度創設
- ② ベースとなる登録の共通化と機構ごとの届出を可能とするための横断的な制度創設
- ③ 資金移動業における上限規制の緩和
 - ・ C to CやB to Cサービスにおいて、中古車販売、中古ブランド品、不動産の購入資金、不動産ローンの支払、不動産の家賃の支払、留学費用、学費や留学中の資金、の送金ニーズあり。
 - ・ B to Bサービスにおいて、クラウドソーシングの報酬、Amazon等のECサイトで販売事業者として販売し、ECサイトを通じて入金される代金、Airbnbから入金される宿泊費、クラウドファンディングの資金、スタートアップ投資資金、請求書払い、エスクロー代金、不動産ローンの支払、旅行会社と海外提携先の取引に基づく支払、日本の中小メーカーの海外製造費の支払、の送金ニーズあり。
- ④ キャッシュレス・決済手段の利用推進に関する制度整備 等

◆(株)メルペイ 代表取締役 青柳直樹氏

- ・ 成長著しい“個人の生活×金融”分野を正面に見据えた政策展開を
- ・ 送金上限額（100万円）の緩和など資金移動口座の機能充実

◆LINE Pay 取締役COO 長福久弘氏

- ・ 送金上限額の引上げ
- 現状、資金移動業では100万円／回が上限額
⇒上限額の引き上げにより利用シーンの拡大を実現したい

(参考) 送金サービス提供者に関する日英比較

- 英国の送金サービス提供者は、1回当たりの決済額に我が国のような制限はない一方で、高額・企業間決済も扱うリスクを踏まえた規制となっている。

	英国の送金サービス (payment institution)	日本の送金サービス (資金移動業者)
参入形式	認可制	登録制
取扱可能な「決済」の範囲	制限なし	1回100万円以下に限る
利用者資金の保持	<ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可 ② 利用者資金は、運用・技術上必要とされる以上の期間、保持されるべきでない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金について規定なし（資金決済法） ② 利用者資金の保持期間について規定なし（同上）
破綻リスクの低減 (財務)	<p style="text-align: center;">自己資本額 12.5万ユーロ (1,600万円) 以上</p>	特になし